

規制シート(様式)

(別紙1)

110195001310002

平成27年4月21日

規制の名称	陸上移動局の定義(携帯電話の運用場所の限界)	所管府省	総務省
根拠法令等	電波法施行規則第4条第1項第12号(陸上移動局の定義)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総合通信基盤局電波部移動通信課 課長 布施田 英生
規制目的	電波法の規定を施行するために必要な事項である無線局の種別及び定義を定めるもの。		
規制内容の概要	<p>携帯電話の端末は、現行制度上、陸上移動局として無線局の免許が付与されているが、これは、携帯電話のシステムが、その端末が人の移動する範囲で使われることを想定し陸上をカバーするように設計されているものであることによるものである。陸上移動局は、電波法施行規則第4条第1項第12号に規定しているとおり、「陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局」として定義されており、携帯電話のシステムに見合ったものとなっている。</p>		
規制の最近の改 廃経緯	<p>—</p>		
規制を維持、改革 又は新設する理 由	<p>携帯電話は、上空での利用を想定したシステム設計ではなく、陸上での利用を想定したものとなっており、その前提で制度設計がなされ、陸上移動局として免許されている。</p> <p>一般に、無線システムの技術的条件を定め設計を行うにあたっては、その無線システムの利用の態様や諸元の検討のみならず、利用周波数帯が隣接する他の無線システムとの間で相互に影響を与えないような共用条件の検討が必要となるが、上述のとおり、携帯電話のシステムは陸上の多数の利用者の通信を最も効率よく収容するよう設計されているものであり、現在ある全国30万局にも及ぶ携帯電話基地局の整備に際し上空での利用に関する検討はなされておらず、仮に上空での利用を解禁した場合、広い地域で他システムへの干渉や通信障害を引き起こす可能性がある。</p>	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	<p>—</p>		
見直し条項	<p>—</p>		
次の見直し時期	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—